白い森おぐに総合文化センター小国町図書室利用規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

小国町教育委員会教育長　今 秀之

小国町教育委員会規則第　５　号

白い森おぐに総合文化センター小国町図書室利用規則

（目的）

第１条　この規則は、白い森おぐに総合文化センター小国町図書室（以下「図書室」という。）の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（図書室の利用）

第２条　図書室の利用日は、白い森おぐに総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）の開館日とする。ただし、小国町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更できるものとする。

２　図書室の利用時間は、白い森おぐに総合文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和８年小国町教育委員会規則第４号。）第２条の規定にかかわらず、午前９時から午後８時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更できるものとする。

（利用者の遵守事項）

第３条　図書室を利用する者（以下「利用者」という。）は、図書室が所蔵する図書、定期刊行物、郷土資料及び行財政資料等の図書室資料（以下「図書等」という。）を丁寧に扱わなければならない。

２　利用者は、図書室内において、他の利用者の妨げにならないよう、平穏、静寂を保つよう努めなければならない。

（図書等の閲覧）

第４条　図書等は、総合文化センター館内の所定の場所で自由に閲覧することができる。

２　利用者は、閲覧した図書等を図書室の元の場所に戻さなければならない。

（図書等の貸出）

第５条　図書等の貸出を受けようとする者は、小国町図書室利用カード交付申請書（様式第１号）を教育委員会に提出し、小国町図書室利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受け、これにより図書等の貸出を受けるものとする。

２　利用カードの交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1)　置賜地域の市町に住所を有する者

(2)　町内に通勤通学している者

(3)　前２号に掲げる者のほか、教育委員会が認める者

３　教育委員会は、利用カードの交付を受けた者が前項各号の規定に該当しなくなったときは、当該利用カードを無効とするものとする。

４　教育委員会は、利用カードの最終利用日から１０年を超えて利用がないときは、当該利用カードを無効とすることができるものとする。

５　利用カードの交付を受けた者は、利用カードを他人に貸与又は譲渡してはならない。

（図書等貸出数及び期間等）

第６条　図書等の貸出数及び貸出期間は次のとおりとする。

	貸出数	貸出期間
個人	５冊まで	１４日以内
団体	１００冊まで	１ヶ月以内

２　貸出を受けた者は、貸出期間が満了したときは、速やかに当該図書等を返却しなければならない。

３　教育委員会は、貸出期間を過ぎても図書等を返却しなかった者に対し、貸出を禁止することができる。

４　教育委員会は、図書等のうち、貴重図書その他教育委員会が指定した図書については、貸出を認めないものとする。

５　教育委員会は、図書室に所蔵していない図書等の利用希望があったときは、他の公共図書館との相互貸借により提供するものとする。

（図書等の損害賠償）

第７条　図書等を紛失し、又は毀損した者は、同一の仕様若しくは教育委員会が指定する代替図書等又はこれらに相当する金額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないものと認めたときは、この限りではない。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、図書室の利用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

様式第１号

小国町図書室利用カード交付申請書

令和　　年　　月　　日

利用者番号						

受付印		確認印	

●下記太枠の中をご記入ください。

フリガナ		男・女	生年月日	昭和　平成　令和 年　月　日
氏名・名称 (代表者氏名)	（　　）			
住　所	〒			
電話番号		携帯電話番号		
保護者名	（中学生以下の方は保護者名を記入ください）			
予約時の連絡受取方法	電話　・　メール	メールアドレス		

●電話番号と携帯番号は、ありましたら両方を記入ください。

●団体で申し込む場合は、名称のほか、代表者氏名も記入してください。

●予約時の連絡受取方法として「メール」を選択した場合は、メールアドレスを記入ください。